

○越前町父子家庭医療費の助成に関する条例

平成17年2月1日

条例第87号

改正 平成18年12月27日条例第27号

平成21年3月30日条例第12号

平成24年3月26日条例第9号

平成24年12月14日条例第32号

平成25年12月24日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、父子家庭に係る医療費を助成することにより、その健康の安定と向上を図り、もって父子家庭の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「父子家庭」とは、次のいずれかに該当する20歳未満の児童（以下「児童」という。）の父が、その児童を監護している家庭で町長が適当と認めたものをいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 母が死亡した児童
- (3) 母が別表に定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 母の生死が明らかでない児童
- (5) 母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (7) 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

2 前項第1号の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当するときは「父子家庭」から除くものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親に委託されているとき。

(2) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が別表で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(3) 父の配偶者（当該配偶者が別表で定める程度の障害の状態にある母である場合を除く。）に養育されているとき。

3 この条例において、「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

4 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法に規定する次の給付及び支給を受けた者が負担すべき額をいう。

(1) 療養の給付

(2) 入院時食事療養費

(3) 入院時生活療養費

(4) 保険外併用療養費

(5) 療養費

(6) 訪問看護療養費

(7) 家族療養費

(8) 家族訪問看護療養費

5 この条例において「医療機関」とは、社会保険各法の規定による療養の給付を取り扱う病院、診療所又は薬局をいう。

6 この条例において「協力医療機関」とは、父子家庭に対する診療を行った場合、当該診療に係るレセプトの写し又は医療費助成事業対象者一覧表を作成し、総括表を添付して福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に送付協力する医療機関をいう。

（対象者の認定）

第3条 町長は、本町に住所を有する父子家庭の父及び児童について、父子家庭医療費の対象者として認定する。

2 前項の認定に関し必要な事項は、規則で定める。

3 町長は、第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該対象者に受給資格を証する証明書（以下「受給資格者証」という。）を交付しなければならない。

（助成対象者）

第4条 この条例による医療費の助成の対象者となる者（以下「助成対象者」という。）は、社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であり、かつ、本町に住所を有する者とする。

（助成対象者の制限）

第5条 前条に規定する助成対象者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

（1） 父子家庭の父の前年の所得（1月から7月までの医療費に係る一部負担金については前々年の所得）が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する所得制限基準額（受給資格者の一部支給の所得制限額とする。）を超えていないこと。

（2） 震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受け、その年の所得につき、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する所得税が課せられないものと町長が認める者であること。

（助成金の支給）

第6条 町長は、助成対象者が父子家庭に係る保険給付につき、一部負担金を医療機関に支払った場合には、当該支払額に相当する額を助成金額として支給する。ただし、規約又は定款により付加給付を受ける場合又は社会保険各法以外の法令の規定により医療の給付を受ける場合は、一部負担金の額から当該給付を受ける額（他の法令の規定により医療費の給付を受けることにより、当該法令の規定による負担金を支払う場合は当該給付を受けた医療費の額から、この負担金の額を控除する。）を控除した額とする。

(支給の申請)

第7条 前条の助成は、申請に基づき行うものとする。ただし、協力医療機関において診療等を受けた場合の助成は、国保連からの報告に基づき行うものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な行為により、父子家庭医療費の助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(助成の制限)

第9条 町長は、補助対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度においては支給をせず、又は既に助成した金額を返還させることができる。

(手数料の支給)

第10条 父子家庭医療費の領収証明について、町長は、当該医療機関に領収証明手数料(以下「事務に要した費用」という。)を支払うことができる。

- 2 町長は、協力医療機関において第2条第6項の手続を行った場合、事務手数料を支払うことができる。
- 3 町長は、国保連からの報告に対して事務処理手数料を支払うことができる。
- 4 前項の規定による事務に要した費用については、別に規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の朝日町父子家庭医療費

の助成に関する条例（平成４年朝日町条例第１１号）、宮崎村父子家庭医療費の助成に関する条例（平成８年宮崎村条例第２９号）、越前町父子家庭医療費の助成に関する条例（平成４年越前町条例第１８号）又は織田町父子家庭医療費の助成に関する条例（平成４年織田町条例第１０号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成１８年１２月２７日条例第２７号）

この条例は、公布の日から施行し、平成１８年１０月１日から適用する。

附 則（平成２１年３月３０日条例第１２号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月２６日条例第９号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年１２月１４日条例第３２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年１２月２４日条例第３３号）

この条例は、平成２６年１月３日から施行する。

別表（第２条関係）

- 1 両目の視力の和が０．０４以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが１００デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前８項に掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

1 0 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

1 1 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき、初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。